

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1837号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略) 佐渡市	(略) (略) 運転免許センター佐渡支所 <u>佐渡警察署</u> <u>佐渡警察署両津交番</u> <u>佐渡警察署河崎駐在所</u> <u>佐渡警察署新穂駐在所</u> <u>佐渡警察署潟上駐在所</u> <u>佐渡警察署相川交番</u> <u>佐渡警察署佐和田交番</u> <u>佐渡警察署千種駐在所</u> <u>佐渡警察署吉井駐在所</u> <u>佐渡警察署畑野駐在所</u> (略)	2級地	(略) 佐渡市	(略) (略) 運転免許センター佐渡支所 <u>佐渡東警察署</u> <u>佐渡東警察署河崎駐在所</u> <u>佐渡東警察署新穂駐在所</u> <u>佐渡東警察署潟上駐在所</u> <u>佐渡西警察署</u> <u>佐渡西警察署佐和田幹部交番</u> <u>佐渡西警察署千種駐在所</u> <u>佐渡西警察署吉井駐在所</u> <u>佐渡西警察署真野交番</u> <u>佐渡西警察署畑野駐在所</u> (略)	2級地
(略) 佐渡市	(略) (略) <u>佐渡警察署水津駐在所</u> <u>佐渡警察署橘駐在所</u> <u>佐渡警察署北狄駐在所</u> <u>佐渡警察署小木駐在所</u> <u>佐渡警察署羽茂駐在所</u> (略)	3級地	(略) 佐渡市	(略) (略) <u>佐渡東警察署水津駐在所</u> <u>佐渡西警察署橘駐在所</u> <u>佐渡西警察署北狄駐在所</u> <u>佐渡西警察署小木駐在所</u> <u>佐渡西警察署羽茂駐在所</u> (略)	3級地
(略) 佐渡市	(略) (略) <u>佐渡警察署北立島駐在所</u> <u>佐渡警察署赤泊駐在所</u> (略)	4級地	(略) 佐渡市	(略) (略) <u>佐渡西警察署北立島駐在所</u> <u>佐渡西警察署赤泊駐在所</u> (略)	4級地
佐渡市 (略)	<u>佐渡警察署鷺崎駐在所</u> <u>佐渡警察署松ヶ崎駐在所</u> (略)	5級地	佐渡市 (略)	<u>佐渡東警察署鷺崎駐在所</u> <u>佐渡西警察署松ヶ崎駐在所</u> (略)	5級地

附 則

この規則は、令和元年11月2日から施行する。